

教政第6号
令和2年4月6日

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症に関する県立学校における臨時休業及び
教育活動の再開について（通知）

このことについては、令和2年3月25日付け教政第1473号において、すべての県立学校について新学期（4月1日）から教育活動を再開することとしています。

しかしながら、4月1日の政府新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言を踏まえた令和2年4月1日付け2文科初第3号の「II、新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン（以下「臨時休業ガイドライン」）」の改定通知（別添1）の中で“臨時休業の実施にかかる考え方”が示されました。

さらに、4月3日の熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「熊本県全体は「感染確認地域」相当である」が、「熊本市域は「感染拡大している地域」として、より積極的な対応が必要である」との見解が示されたことを踏まえ、臨時休業及び教育活動の再開については、以下のとおりとします。

記

1 臨時休業基準

「臨時休業ガイドライン」を踏まえ、別紙のとおり「新型コロナウイルス感染症に関する熊本県教育委員会臨時休業等の基準」を改訂する。

2 臨時休業及び教育活動の再開の方針

上記1を踏まえ、臨時休業及び教育活動の再開については、以下のとおりとする。但し、感染時に重症化するリスクが高い児童生徒が多く在籍する特別支援学校においては、関係医療機関等の意見を踏まえ、別途判断する。

① 熊本市域の県立学校

「感染拡大している地域」として、より積極的な対応が必要であることから、本日からすべての教育活動を停止し、令和2年4月19日まで臨時休業とする。

なお、教育活動の再開については、新規確定患者数やリンクが不明な新規確定患者数など地域ごとのまん延の状況を判断する際に考慮すべき指標や学校における感染状況等を踏まえ、総合的に判断する。

② 熊本市以外の県立学校

当面の間は、分散登校、時間短縮、時差登校などの組み合わせを条件に、感染防止の徹底を図った上で、教育活動を再開する。

なお、特別支援学校については、臨時休業や感染拡大防止策など各校の状況に応じて対応することとする。

3 留意事項

2の臨時休業、教育活動の再開にあたっては、それぞれ別紙①、②の留意事項及び文部科学省の「臨時休業ガイドライン」、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン(令和2年3月25日付け元文科初第1780号文部科学事務次官通知)」を踏まえるものとする。

【問い合わせ先】

○感染症対策健康管理及び学校給食に関すること

県立学校教育局体育保健課 濱本、杉原

096-333-2712

○心のケアに関すること

県立学校教育局学校安全・安心推進課 坂本、木山

096-333-2720

○差別やいじめ等への対応に関すること

市町村教育局人権同和教育課 柳田、富田

096-333-2702

県立学校教育局学校安全・安心推進課 坂本、江藤

096-333-2720

○学習指導及び学校行事の実施に関すること

県立学校教育局高校教育課 前田、松坂、大塚、新生

096-333-2685

○部活動に関すること

(文化部) 教育総務局文化課 伊藤、柳

096-333-2704

(運動部) 県立学校教育局体育保健課 濱本、鳴瀬

096-333-2711

○特別支援学校に関すること

県立学校教育局特別支援教育課 宮本、竹永

096-333-2683

○教職員の服務に関すること

教育総務局学校人事課 横川、上村

096-333-2694

○授業料等の取扱いに関すること

教育総務局学校人事課 佐藤、永田

096-333-2692

○就学援助等に関すること

市町村教育局義務教育課 松山、荒木

096-333-2687

○高校生等への修学支援に関すること

(就学支援金) 教育総務局学校人事課 佐藤、永田

096-333-2692

(奨学給付金・育英資金等) 県立学校教育局高校教育課 大谷、後藤

096-333-2682



新型コロナウイルス感染症に関する熊本県教育委員会臨時休業等の基準
(県立学校)

令和2年(2020年)4月6日現在

1 出席停止の基準

- (1) 児童生徒等の感染が判明した場合
- (2) 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- (3) 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合
- (4) 児童生徒等に味覚・嗅覚障がい等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がみられる場合
- (5) その他、校長が出席停止を必要と認める場合

2 出席停止の期間

- (1) 上記1の(1)に該当する児童生徒等については、治癒するまで。
- (2) 上記1の(2)に該当する児童生徒等については、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間。
- (3) 上記1の(3)、(4)に該当する児童生徒等については、症状がみられなくなるまで。
- (4) 上記1の(5)に該当する児童生徒等については、校長が必要と認める期間。

3 臨時休業の基準・措置・期間

県教育委員会は、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認し、県の健康福祉部局と十分に相談した上で、必要に応じて適用を決定する。その際の目安は次の表のとおり。

	感染者が判明した学校の 臨時休業	感染者がいない学校も含めた 地域一斉の臨時休業
基準	学校内において、児童生徒等又は教職員の感染が1人以上判明した場合	市町村において、感染者が急激に増加するなど、感染がまん延していると判断した場合※2
措置	当該校の全部または一部の臨時休業を実施する ※1	市町村の感染状況に応じて、当該市町村の全部または一部の学校について臨時休業を検討し、実施する
期間	当該児童生徒等及び教職員が最後に登校または出勤した日から2週間	一斉臨時休業を開始した日から2週間もしくは感染拡大防止上必要な期間

※1 感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めている恐れが低い場合には、学年単位、学級単位等の臨時休業を検討することができる。

※2 市町村における新規確定患者数やリンクが不明な新規確定患者数等、まん延の状況を判断する際に考慮すべき指標や学校における感染状況等を踏まえ、総合的に判断する。

4 その他

- (1) 学校は、児童生徒等が新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合及び濃厚接触者に特定された場合には、保護者から報告するよう通知する。
- (2) 出席停止の基準及び期間、臨時休業の基準及び期間については、今後の感染拡大の状況や国や県・市の専門家会議の状況分析・提言等を踏まえ、変更する場合がある。

別紙①（①熊本市域の学校：臨時休業）

県立学校の一斉臨時休業に伴う留意事項について

1 感染症対策及び健康管理について

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための休業であることを児童生徒等及び保護者に説明し、以下の点に留意して予防に努めること。

- ・自宅においても、感染症対策（咳エチケット、こまめな手洗い・うがい、部屋の換気等）をしっかりと行うこと。
- ・「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」の3つの密が重なる場所等への外出を控え、基本的に自宅で過ごすこと。
- ・「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」など規則正しい生活習慣を心がけ、心身の健康管理に努めること。

2 臨時休業中の学習指導について

- ・臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって、学習に著しい遅れが生じることをないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課すこと等の学習への配慮、必要な指導等を行うこと。特に、新入生については、年度当初であることを考慮して、中学校から高校への橋渡しができるように特段の配慮を図ること。
- ・テレビ、ラジオの講座やインターネットの動画配信等を利用して学習が深まるよう工夫を図ること。
- ・必要に応じて、県教育委員会ホームページの「臨時休業（休校）期間中の家庭学習支援」を利用すること。
<http://kyouiku.higo.ed.jp/page10802/page10883/>
- ・進路等のために特別な指導が必要な生徒に対しては、個別の対応を行うなど配慮すること。
- ・留学や旅行等については、新型コロナウイルス感染症に関する情報を踏まえたうえで、自粛も含め、再検討するよう保護者等に周知すること。

3 臨時休業実施校における入学式、始業式、登校日等について

- ・それぞれの学校で期日を定めている入学式、始業式は実施可能。
- ・児童生徒等の心身の健康維持や学習支援のために必要な場合は、各学校長の判断で登校日を設定することは可能。ただし、学年ごとの分散登校を行う等、一度に多くの生徒が長時間集まることがないようできる限り配慮すること。

- ・年度当初であることを考慮して、学校と家庭との連絡体制を構築すること。

4 部活動について

部活動については活動を休止すること(合宿、練習試合、対外試合、演奏会、校外活動等を含む)。

5 障がいのある生徒等について

障がいがあり、自宅等で一人で過ごすことが困難な児童生徒等において、保護者が仕事を休めず、地域の障害福祉サービス等の活用も困難な場合については、児童生徒等が同じ場所に長時間集まることがないように必要な対策を取ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の配慮を行うこと。

6 家庭との連携について

特段の配慮が必要な児童生徒等の家庭訪問や電話連絡等により適宜適切な状況の把握に努めるとともに、家庭と学校との日常的な連絡先を再確認するなど、相互の連絡体制を整えること。

7 新型コロナウイルス感染症に伴う差別やいじめ等への対応について

臨時休業期間中においても、児童生徒等からの差別やいじめ等の相談に関しては、既に各学校で整備されている教育相談体制等を活用し、組織的に対応すること。

8 児童生徒等の心のケアについて

児童生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、心理的なストレスを抱えている児童生徒が存在すると考えられることから、児童生徒等の心のケアに引き続き努めること。

また、学級担任等により自宅で過ごす児童生徒及び保護者との連絡を密にし、児童生徒の状況を的確に把握するとともに、専門家等の支援が必要な場合は、スクールカウンセラー等と連携した対応を行うこと。

別紙②（②熊本市以外の県立学校：教育活動の再開）

県立学校の教育活動の再開に伴う留意事項について

1 学校運営上の工夫について

校内での活動および通学時の感染拡大防止を図るため、当面の間は、学校の状況を踏まえ、以下の（１）～（３）の取組みや２の工夫などの組み合わせを条件に、感染防止の徹底を図ること。

なお、特別支援学校においては、臨時休業や感染拡大防止策など各校の状況に応じて対応すること。

（１）分散登校

大人数で学校生活を送ることを避けるため、学年毎や、偶数・奇数のクラス毎に登校する日を設定するとともに、空いた教室を活用して可能な範囲で少人数での授業を行う。

（２）時間短縮

集団で過ごす時間を短縮するため、４０分授業や、午前中で授業を終わらせるなどして在校時間の短縮を図る。

（３）時差登校

通学時のバスや電車内での感染リスクを下げるためラッシュの時間帯を避けて登校させる。

2 授業やその他の活動における工夫について

授業やその他の活動、休み時間等においては、次のような工夫や指導を行うことにより、感染拡大防止に努めること。

（１）実技指導などにおける指導の順序の変更や内容の変更

授業中の直接的な接触や飛沫による感染や、器物を通しての感染リスクを下げるため、「音楽で歌唱や楽器を使わない」、「接触が多い種目をしない」、「調理実習等の実施時期をずらすなど他の内容を前倒して実施する」等の工夫を行う。

（２）グループ活動や対面での活動を避ける

飛沫による感染リスクを下げるため、机を向かい合わせてのディスカッションや、近距離で向かい合っでの面談をしない等の配慮・工夫を行う。

（３）休み時間等における密集や接触を避ける

休み時間や放課後の自主的活動等において生徒の密集を避けるため、狭いスペースや売店等で密集したり、飲み物の回し飲みなどを行ったりしないよう指導する。

3 感染症対策及び健康管理について

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、児童生徒等及び保護者に次の内容を説明し、予防に努めること。

- ・家庭での検温や風邪症状の確認を徹底し、発熱や味覚、臭覚の異常等の症状等がみられる場合は、自宅で療養すること。
- ・自宅や学校において、感染症対策（咳エチケット、こまめな手洗い・うがい、部屋や教室の換気等）をしっかりと行うこと。
- ・「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」など規則正しい生活習慣を心がけ、心身の健康管理に努めること。
- ・「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」の3つの密が重なる場所等での活動を控えること。

4 部活動について

部活動については、「1 学校運営上の工夫（分散登校・時間短縮・時差登校）」を踏まえ、別紙「新学期からの部活動実施の留意事項」に沿った活動を実施すること。

なお、合宿、練習試合、対外試合、演奏会、校外活動等は当面禁止とする。

5 新型コロナウイルス感染症に伴う差別やいじめ等への対応について

新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うなどを通じ、偏見や差別が生じないように十分配慮すること。

また、児童生徒等からの差別やいじめ等の相談に関しては、既に各学校で整備されている教育相談体制等を活用し、組織的に対応すること。

6 児童生徒等の心のケアについて

児童生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、心理的なストレスを抱えている児童生徒が存在すると考えられることから、児童生徒等の心のケアに引き続き努めること。

また、学級担任等によるきめ細かな健康観察等から児童生徒の状況を的確に把握するとともに、専門家等の支援が必要な場合は、スクールカウンセラー等と連携した対応を行うこと。

7 出席停止について

「新型コロナウイルス感染症に関する熊本県教育委員会臨時休業等の基準（県立学校）」の1の（5）については、感染の不安・心配を理由に登校できない児童生徒等の取扱いについて保護者の同意のもと、校長判断で出席停止として取り扱うことができるものとする。

新学期からの部活動実施の留意事項

令和2年4月6日
体育保健課
文化課

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。

また、部活動の実施に当たっては、国の専門家会議で示されている3つの条件（①密閉空間②密集場所③密接場面）が重ならないよう、実施内容や方法を工夫すること。

1 練習日・練習時間（指針に準ずる）

- 1週間の練習日は、5日以内とする。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。）
- 1日の練習時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 分散登校、時間短縮、時差登校を実施する学校においては、練習日及び練習時間の縮減を図るなどの工夫を図ること。
- 運動部の活動に当たっては、身体状況に合わせて段階的に練習日数や練習時間を増やすなど、けが等の防止に努めること。

2 合宿・練習試合・対外試合・演奏会・校外活動等

- 合宿、練習試合、対外試合、演奏会、校外活動等は当面禁止とする。

3 体調管理

- 活動前後に必ず検温（自宅で）を含めた体調管理を行うこと。
- 生徒に発熱や咳などの風邪の症状又は、味覚・嗅覚障がい等の新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が見られるときは、部活動の参加を見合わせ、自宅で休養させるよう指導すること。

4 活動形態

- 活動時間帯を学年別やグループ別に分けて活動を行うなどの工夫を行うこと。
- 一度に大人数が集まって人が密集する活動とならないよう配慮すること。
- 咳エチケットをした上で1メートル以上離して活動するなど、できる限り生徒同士の距離を離すよう配慮するとともに、不要な接触を避けるよう指導すること。
- 用具や水分補給で使用するコップ等の共用を避けること。

5 活動環境

- 特に、屋内である教室や体育館等での活動については、ドアを広く開け、こまめな換気を心がけ、生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や用具等を消毒液を使用して清掃を行い、また、感染拡大防止のための防護措置等を講じた上で、少人数の活動にとどめるなど、より慎重な対応を行うこと。
- 部室等の利用に当たっては、短時間の利用を心がけ、一斉に利用しないなどに留意し、（できるだけ）共用物を避けるよう指導すること。

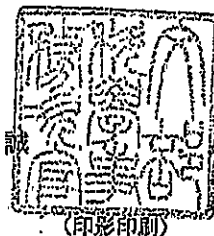


2 文科初第3号
令和2年4月1日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働事務次官

文部科学事務次官

藤原



(印影印刷)

「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関する
ガイドライン」の改訂について（通知）

令和2年度における学校の教育活動の再開等の考え方については、令和2年3月24日付け元文科初第1780号文部科学省事務次官通知（「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」）によりお示したところですが、4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえて、同通知の別添「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を、別紙のとおり改訂しましたので、お知らせします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

なお、本通知は、地方公共団体については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第48条第1項の規定に基づく指導・助言であることを申し添えます。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

- 保健管理に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）
- 学習指導に関すること
初等中等教育局 教育課程課（内2367）
- 教科書の取扱いに関すること
初等中等教育局 教科書課（内2411）
- 学校給食に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課（内2694）
- 非常勤職員等の業務体制の確保に関すること
 - ・公立学校について 初等中等教育局初等中等教育企画課（内2588）
 - ・私立学校について 高等教育局私学部私学行政課（内2532）
- 子供の居場所確保に関すること
 - ・保健管理について 初等中等教育局 健康教育・食育課（2918）
 - ・財産処分手続について 大臣官房 文教施設企画・防災部 施設助成課（内2464）
- 幼稚園の預かり保育に関すること
初等中等教育局 幼児教育課（内3136）
- 私立学校に関すること
高等教育局 私学部 私学行政課（内2532）
- 国立大学附属学校に関すること
総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）
- 公立大学附属学校に関すること
高等教育局 大学振興課（内3370）
- 専修学校に関すること
総合教育政策局 生涯学習推進課（内2939）

II. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン (令和2年4月1日改訂版)

1. 臨時休業の実施にかかる考え方について

(1) 児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断することになります。【参考資料参照】

※学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（臨時休業）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。

この場合、感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について、個別の事情をみながら、臨時休業すべきか否かを判断します。具体的には、以下のとおりです。

ア. 学校内における活動の態様

- ・ 感染者が、学校内でどのような活動を行っていたかを確認します。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれは異なってくることから、感染者の校内での活動状況などを確認します。

イ. 接触者の多寡

- ・ 上記「ア.」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まることから、接触者の多寡を確認します。

ウ. 地域における感染拡大の状況

- ・ 地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

エ. 感染経路の明否

- ・ 学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業を実施する必要性は高まります。

- 一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

オ. その他

- 新型コロナウイルス感染症は、まだ解明されていないことが多い感染症であり、また感染者の活動の態様によっても感染拡大の可能性も異なってくるなどから、感染者数などによる一律の学校の臨時休業の基準を定めることは困難です。感染者が発生した場合には上記の点に留意して個々の事例ごとに学校の臨時休業の必要性、実施する場合の規模や期間について、衛生主管部局と十分に相談の上、検討してください。

(2) 感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について

現在、地域によっては、新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急激に増加している地域も出てきている状況です。4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）の提言では、「感染拡大警戒地域」について次のように示しております。

『①「感染拡大警戒地域」

○直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（p4脚注参照¹。爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定の増加基調が確認される。

○重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。』

このような地域においては、感染拡大を抑える観点から、「3つの条件が同時に重なる場」²を避けるための取組（行動変容）を徹底するため、自治体首長から、外出自粛要請や、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信等がなされることが考えられますが、その際には、学校の運営のあり方についても、以下のとお

¹ 専門家会議提言のp4脚注には、以下のとおり記載されている。

オーバーシュート：欧米で見られるように、爆発的な患者数の増加のことを指すが、2～3日で累積患者数が倍増（3月31日時点での東京では8.5日毎に倍増）する程度のスピードが認められるものを指す。異常なスピードでの患者数増加が見込まれるため、都市の封鎖いわゆるロックダウンを含む速やかな対策を必要とする。

² 「3つの条件が同時に重なる場」：これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なった場のこと。

り検討する必要があると考えられます。

1) 学校運営上の工夫について

学校への通学にあたって、電車等の公共交通機関を利用している場合には、もっぱら徒歩圏内から通学している場合とは異なり、通学中に児童生徒等に感染が生じたり、児童生徒等から感染が拡大したりする可能性が高まります。このため、通学に電車等の公共交通機関を利用している場合には、時差通学や分散登校等の工夫について検討することも考えられます。同様に、教職員が通勤に公共交通機関を利用している場合においても、時差出勤等の工夫について検討することが考えられます。

2) 臨時休業をする場合の考え方について

4月1日に示された専門家会議の提言では、「感染拡大警戒地域」においては、「その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである」とされています。

このことも踏まえ、地域の感染状況に応じて、自治体の首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として、学校の設置者に臨時休業を要請することも考えられます。この場合には、他の社会・経済活動の一律自粛と合わせて行うことにより、その効果が発現されるよう留意することが必要です。

なお、今後、日本のどこかの地域で「オーバーシュート」(爆発的急増)が生じた場合には、3月19日に専門家会議で示された見解に基づき対応することとなります。

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)(抜粋)

II 状況分析等

7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

今後、日本のどこかでオーバーシュートが生じた場合には、地域ごとに断続的に発生していくことが想定されます。こうした状況下では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていくなかで、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対応を行っていく必要があります。

感染状況が拡大傾向にある地域では、まん延のおそれが高い段階にならないように、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要があります。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、導入後の実施期間などを十分に見極め、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限って導入することを基本とすべきだと考えます。

8. 学校等について

政府は、2月27日に、全国の小中高・特別支援学校の一斉臨時休校を要請しました。学校の一斉休校については、3. で触れたように、北海道においては他の取組と相まって全体として一定の効果が現れていると考えますが、学校の一斉休校だけを取り出し「まん延防止」に向けた定量的な効果を測定することは困難です。

また、この感染症は、子どもは重症化する可能性が低いと考えられています。一方では、中国等では重症化した事例も少数例ながら報告されており、更に、一般には重症化しにくい特性から、無症状又は症状の軽い子どもたちが、高齢者等を含む家族内感染を引き起こし、クラスター連鎖のきっかけとなる可能性などを指摘する海外論文なども見られており、現時点では、確たることは言えない状況であると考えています。ただし、上記7. の「感染状況が拡大傾向にある地域」では、一定期間、学校を休校にすることも一つの選択肢と考えられます。 (下線は文部科学省)

2. 学習指導に関すること

(1) 家庭学習について

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。特に、臨時休業が長期にわたり、令和2年

度の教育課程の実施に支障が生じる場合には、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を臨時休業期間中に課すよう、工夫が求められること。

その際、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材を提供いただくことが重要であること。文部科学省においても、児童生徒の円滑な家庭学習を支援する教材等を「子供の学び応援サイト」³に随時掲載しており、家庭学習を課す際に本サイトを活用いただくことも考えられること。

(2) 登校日の設定について

家庭学習を課すことに加えて、各学校が児童生徒の学習状況の確認や補習等の学習指導を適切に行うとともに、生徒指導、児童生徒等の健康観察を適切に行う観点から、児童生徒等や学校の実態に応じて登校日（授業日を含む。以下同じ。）を適切に設定することも考えられること。その際には、例えば、児童生徒等を分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保する等、最大限の感染拡大防止のための措置等を講じること。

(3) その他の指導の工夫について

また、登校日以外の日においても、児童生徒の学習状況の確認等のための家庭訪問を行ったり、体調面にも配慮した上で特に配慮を要する児童生徒など一部の児童生徒については登校させたりするなど、きめ細かな対応のための工夫を行うことも考えられること。ただし、その際、教職員の勤務負担が過重とならないようにするとともに、児童生徒及び教職員の健康管理についても十分に留意する必要があること。

3. 教科書の取扱いに関すること

入学や新学期開始に際し、給与する教科書について、通常、入学式や始業式等、児童生徒の登校日の際に給与することとされているが、出席停止や臨時休業等、児童生徒や各学校の状況に応じて、例えば保護者のみを対象とした学校説明会等の場を活用して給与する等、各学校に納入された教科書が遅滞なく児童生徒に給与されるよう対応すること。

4. 学校給食休止への対応に関すること

臨時休業に伴い学校給食を休止する際には、関係事業者等と十分協議を行うなど、関係者の理解と協力を得られるよう留意すること。

5. 非常勤職員等の業務体制の確保に関すること

学校の臨時休業においては、各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員

³ https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すこと。具体的には、授業がない場合であっても、非常勤講師の場合は授業準備や児童生徒の家庭学習の支援、学校用務員の場合は学校施設の修繕、給食調理員の場合は給食調理場等の清掃、消毒、寄宿舎の職員の場合は寄宿舎の清掃や消毒、寄宿舎運営に係る検討等の業務、特別支援教育支援員の場合は教材準備の補助の業務等を行うことが考えられ、補助金事業により配置される職員等を含め、他の職員についても休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定される所であり、各教育委員会等において、当該非常勤職員についてはその任用形態や学校の運営状況等を、補助金事業により配置される職員についてはその補助目的を踏まえながら、適切に対応すること。

なお、基本的には上記の通り類似の業務を行うことにより対応することが考えられるが、これが困難である場合には、例えば、本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど、適切に対応することが考えられること。

6. 子供の居場所確保に関すること

「1. 臨時休業の実施にかかる考え方について」に基づき臨時休業を行う場合には、保護者が休暇を取得するなどの協力が必要となるが、子供の居場所確保に向けた取組を行うかどうかについては、当該学校を臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒等の間での感染拡大リスクを考慮し、慎重に判断する必要がある。

その上で、子供の居場所確保に向けた人的体制の確保や学校の教室等の活用等を実施する場合には、一斉臨時休業期間中の対応として示した「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」（令和2年3月2日付け文部科学省初等中等教育局長ほか連名通知）の例を参照した対応を行うこと。その際、以下の点には特に留意すること。

（1）学校の教室等の活用

学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスにおいて通常時より利用児童のニーズが高まることが考えられるため、密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペースを確保することが必要である。

このため、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に施設の活用を推進すること。

また、放課後等デイサービスについても、学校の臨時休業期間においては、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合でも報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進すること。

（2）給食提供機能の活用

子供の居場所確保にあたり、児童生徒等に対して学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一つと考えられ、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいこと。

7. 幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供に関すること

「1. 臨時休業の実施にかかる考え方について」に基づき幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供等を通じて、保育を必要とする幼児の居場所確保に向けた取組を検討いただきたいこと。

特に、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化において保育の必要性の認定を受けている幼児であって、保護者が医療関係等で仕事を休めない場合などについては積極的な対応を検討いただきたいこと。

これらの居場所確保の取組に当たって昼食を提供することも工夫の一つと考えられるため、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいこと。

感染者が判明した学校の臨時休業の考え方

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合

<児童生徒等>

- ・当該児童生徒等について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止
- ・他の児童生徒等について、濃厚接触者にあたりと特定された場合、同条に基づく出席停止

<学校>

・設置者は、都道府県等の衛生主管部局と学校内における活動の態様、
接触者の多寡、
地域における感染拡大の状況、
感染経路の明否等
を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について十分相談

感染した児童生徒等及び濃厚接触者の出席停止

学校の全部又は一部の臨時休業

感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業の考え方

地域における新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急増等
(「感染拡大警戒地域」)

- ・感染拡大を抑える観点から「3つの条件が同時に重なる場」を避けるための取組（行動変容）を徹底
- ・自治体首長が、外出自粛要請、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信

右の要請もくとも

公共交通機関を
通学等に利用している場合、時差通学や分散登校等の工夫も考えられる

臨時休業実施せず

首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として要請

臨時休業を実施
※適宜登校日を設定するなどの対応も可

※なお、今後、日本のどこかの地域で、爆発的に患者が急増する状況である「オーバーシュート」が生じた場合には、別途、国からその発生状況や必要な対応を示すこととなっています。